

# 第 1 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 月 19 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第1回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月19日(水) 午後1時30分から午後2時21分まで

2 開催場所 秋田市役所正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員 なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第3号 農用地利用集積計画(令和3年度第10号)に関する件

第7 議案第4号 令和4年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件

第8 議案第5号 秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	中 村 至
主席主査	山 本 郷 史	主席主査	勝 田 茂 満
主 任	廣 嶋 孝 祐	主 任	富 岡 周 馬
技 師	小 林 素 子		

8 書 記

主 任 廣 嶋 孝 祐

9 議事録署名委員

2番 武 藤 真 作

3番 関 正 美

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>委員定数19名全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております、書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p><b>【配付書類の確認】</b></p> <p>本日は、傍聴人として8名の方がお見えになっています。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告および説明は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、2番武藤真作委員、3番関正美委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後3時30分までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会は第12回総会で報告しておりますので、第2区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
2番武藤真作委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
13番齊藤善彦委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「農業者年金加入推進活動研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局 (廣嶋主任)	【会務報告 2 の報告】
議長	次に、会務報告 3 の「農業委員会大会決議事項等に関する県選出国會議員要請集会」につきましては、私から報告します。
	【会務報告 3 の報告】
	次に、会務報告 4 の「令和 3 年度秋田市農業大賞審査委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (中村主席主査)	【会務報告 4 の報告】
議長	次に、会務報告 5 の「一般社団法人秋田県農業会議第 69 回常設審議委員会」から会務報告 7 「秋田市農業再生協議会臨時総会」の 3 件につきましては、私から報告します。
	【会務報告 5 から 7 までの報告】
	次に、会務報告 8 の「令和 3 年度第 1 回農業委員・農地利用最適化推進委員全体会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (富岡主任)	【会務報告 8 の報告】
議長	次に、会務報告 9 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告 14 の「現況地目照会に係る回答について」までの 6 件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告 9 から 14 までの報告】
議長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問がないようですので、次に、日程第 4 の議案に入らせていただきます。 はじめに、日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、2 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)	議案書 1 ページの 2 件について説明いたします。 なお、これら 2 件は、所有者が異なる互いに隣接する農地を、1 人の譲受人が売買により取得しようとするものであるため、まとめて説明いたします。

事務局 (廣嶋主任)	<p>譲受人は、番号1、番号2ともに加藤勉。譲渡人は、番号1が[REDACTED]。番号2が[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由および10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、畑作を行っていますが、所有する畑の一部が公共事業により土地収用されることとなり、自宅の近くに代替地を求め、譲渡人と売買することとなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作に必要な農業機械を所有し、農業技術も問題はないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、番号1では5,344平方メートル、番号2では5,371平方メートルであることから、ともに要件を満たしています。これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長 17番伊藤洋文委員	<p>それではここで、案件1番と2番について現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた17番伊藤洋文委員に報告をお願いします。</p> <p>17番伊藤です。先般、酒井推進委員から報告を受けまして、私も、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。譲受人は[REDACTED]。譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は「一般住宅」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。</p> <p>なお、あらかじめ申し上げますが、今回の議案3件の現地確認は1月5日に行っているため、それぞれの現況写真が雪で周囲の状況が分かりづら</p>

事務局  
(稲葉主席主査)

なくなっております。ご了承ください。

転用事業計画については、「申請者は現在、実家で両親と同居しているが、結婚を機に住宅を建築する計画に至り本申請をしたもので、生活環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、「第3種農地」です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年9月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は、該当ありません。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区において地区除外済となっており、ありません。

被害防除については、隣接に対する措置は特になく、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

番号2です。譲受人は、XXXXXXXXXX。譲渡人は、XXXXXXXXXX。施設の概要は「一般住宅」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「申請者は現在、市営住宅に居住しているが、手狭となったことから自己用の住宅を建築するため本申請をしたもので、生活環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、番号1と同様、「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第2種農地」です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年8月31日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は、該当ありません。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区において地区除外済となっており、ありません。

被害防除については、隣接に対する措置は建物を平屋建てとしたうえで、隣地境界線から1.8～2.5mの離れとすることとし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。

続きまして、議案書の番号3です。譲受人は、XXXXXXXXXX。譲渡人は、XXXXXXXXXX。施設の概要は「農家住宅、農作業小屋」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「申請者は、国土交通省が施行する雄物川激甚災害対策特別緊急事業（川崎地区）工事により、自宅や農作業小屋等の

事務局 (稲業主席主査)	<p>移転を余儀なくされたため、現住居と同じ町内で周囲に知人も多く、所有農地が近いことから当該地を選定、転用しようとするもの。」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、「第2種農地」です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、移転に伴う国土交通省からの補償金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年12月20日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分はなく、一体として利用する農地以外の土地は、隣接する宅地の「雄和女米木字石川[ ]番[ ]、[ ]番[ ]」があり、土地改良区等からの意見書は、土地改良区等区域外のため、ありません。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は特になく、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。</p> <p>なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも、農用地区域内農地、第1種農地およびいずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号3について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番と2番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。1月5日に佐藤公誠推進委員から連絡があり、問題ないということでした。私も現地確認をしており、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、案件3番について現地調査を行った石井健推進委員から報告を受けた13番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番齊藤です。石井健推進委員から直接報告を受けました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は、案件3番が県農業会議への諮問の必要がある案件で、案件1番と2番が県農業会議への諮問の必要がない案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件3番を原案のとおり許可相当に、案件1番と2番を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>

議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件3番を原案のとおり許可相当に、案件1番と2番を原案のとおり許可することに決定いたします。
一 同	次に、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（令和3年度第10号）に関する件を上程します。
議 長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明いたします。</p> <p>はじめに、所有権移転の8件についてです。議案書の5ページから11ページまでをご覧ください。</p> <p>番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計8件のうち売買が7件、贈与が1件です。</p> <p>続きまして、利用権設定の16件についてです。議案書の12ページから22ページまでをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計16件のうち議案書21ページ以降の番号15および番号16の2件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和3年度第10号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。番号16の■■■■について、前回は、家族数と耕作者数がいずれも2人であったため、何ら心配なかったのですが、今回は、耕作者数が1人に減っています。これについて、農業関係者が法人の議決権の過半を占めるなどの点について、問題はないということ間違いありませんか。
一 同	事務局、どうぞ。
事 務 局 (勝田主席主査)	<p>ただ今のご質問について、説明いたします。</p> <p>番号16の借り手について、本件は利用権設定ですので、農地所有適格法人である必要はなく、農業関係者の割合について制限はありません。なお、法人として、この人数で耕作ができるということについても確認済みです。</p>
議 長	16番三浦委員、どうですか。

16番三浦宏和委員	はい、議長。
議長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。それでは、農地中間管理事業についても、株式会社による解除条件付きの貸借が認められるということでしょうか。
議長	事務局、どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	そのとおりです。
議長	16番三浦委員、どうですか。
16番三浦宏和委員	了解しました。
議長	ほかにご質問ありませんか。
一同	なし。
議長	ほかにないようですので採決に入ります。 初めに、所有権移転について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件3番および4番について採決を行います。 ■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。  【■■■■番■■■■委員退席】
一同	それでは、農用地利用集積計画、所有権移転の案件3番および4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、案件3番および4番について、原案のとおり決定することにいたします。 ■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。  【■■■■番■■■■委員着席】
一同	それでは、議事参与案件である3番および4番を除いた、1番から8番までの案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、3番および4番を除いた、1番か

議	長	<p>ら8番までの案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> <p>利用権設定の16件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の16件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（令和3年度第10号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号、令和4年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (小林技師)		<p>それでは、議案書の23ページをご覧ください。令和4年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件について説明いたします。</p> <p>提案理由は記載のとおりです。</p> <p>次のページをご覧ください。先月開催した第12回総会の協議事項において、令和4年度秋田市農作業標準受委託料は改正の必要がない旨、意見の集約をみましましたので、記載のとおり、令和3年度と同額の料金を設定するものです。</p> <p>なお、本料金表は、3月4日号の広報あきたに掲載するほか、ホームページ等で周知いたします。説明は以上です。</p>
議	長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、令和4年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第4号、令和4年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号、秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (中村主席主査)		<p>それでは、議案書の25ページをご覧ください。</p> <p>先月欠員となりました、河辺三内地区の農地利用最適化推進委員の候補者について選考するため、選考委員会委員の選任についてお諮りするものです。</p> <p>選考委員会委員の選任については、先月の総会において協議し、運営委</p>

事務局 (中村主席主査)	<p>員の中から選任することが承認されました。</p> <p>そのため、議案第5号別紙のとおり、佐々木吉秋会長、鈴木昇会長職務代理人、各地区代表として、相場堅一委員、佐々木和昭委員、藤田修委員、伊藤洋文委員、加賀屋慎一委員の7名の選任について上程するものです。</p> <p>なお、選考委員会は、2月7日、午前10時から、市役所6階6-A会議室で開催する予定です。選考委員が本日決まりましたら、後ほど正式な案内を送付いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>選考委員の選任につきましては、先月の総会において協議し、運営委員の中から選任するというにいたしましたので、別紙案のとおり指名することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第5号、秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件について、原案のとおり指名することにいたします。</p> <p>それでは、ただいま指名された方々を、秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員として任命いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時21分終了)</p>